

【1997年1月28日】老人保健制度の改正について（答申）

老人保健福祉審議会（第62回）

平成9年1月28日

厚生大臣 小泉 純一郎 殿

老人保健福祉審議会
会長 鳥居 泰彦

老人保健制度の改正について（答申書）

平成9年1月13日厚生省発老第1号をもって諮問のあった標記について下記のとおり答申する。

当審議会においては、昨年7月以来、老人保健制度の改革について精力的に議論を重ね、昨年12月2日に取りまとめた意見書においては、社会保障構造改革の一環として、医療保険制度における高齢者の位置付けについての抜本的な見直しの必要性を強く訴えるとともに、高齢者に対する保健医療サービスが、その心身の特性を踏まえ、総合的かつ効率的に提供されるような改革への取組を強く求めたところである。

今回の措置をとることについては、医療保険財政が危機的な状況にあることにかんがみればやむを得ないものと考えるが、老人保健制度の抜本的な改革に向けた取組としては十分ではないと言わざるを得ない。

したがって、今後、国民的立場から中長期的視野に立って、医療提供体制及び医療保険制度全般の総合的かつ段階的な改革に早急に着手すべきである。その際、老人医療の一層の適正化・効率化に取り組むとともに、老人保健制度の抜本的な見直しについて介護保険制度との整合性を念頭に置きつつその施行に合わせ遅くとも平成11年度末までに所要の措置が講じられるよう、速やかにその取組がなされることを改めて求めるものである。

なお、今回の各個別の諮問事項については以下のとおりである。

1 医療保険構造改革審議会（仮称）の設置に関する事項

- 本件については、これまでの当審議会における議論の経緯から見て、唐突に提案されたものであり遺憾であるが、医療保険制度、老人保健福祉制度及び創設が予定される介護保険制度を一体とした保健・医療・福祉制度を所掌し、改革する新たな審議会

として改組する必要性については理解する。

- ただし、今後ますます高齢化が進展し、高齢者保健福祉対策が重要性を増し、さらに、介護保険制度の導入に向けた取組がなされている中で、これらの事項について、新審議会の重要な所掌事項として十分な議論がなされるべきである。
- したがって、諮問書別添第2の1については賛成するが、第2の2に示される審議会の内部構造については再検討を要する。また、新審議会が老人保健福祉全般に関する重要事項を所掌するものであることが明らかとなるような名称とするとともに、その事項に関する審議の独自性が保たれるようその構成、運営のあり方などの取扱いについて、関係者の意見を十分聞きながら、さらに慎重な検討を行うことを求めたい。

2 一部負担金に関する事項

- 一部負担金を見直すことの必要性については、医療保険制度を取り巻く現下の極めて厳しい状況等から、やむを得ないものとして理解する。
- しかし、高齢者の一部負担については急激かつ過重な負担増を避けるべきであり、新たな薬剤に係る一部負担の徴収などについては慎重であるべきとの強い意見があった。
- 他方、今回の定率負担の見送りや一部負担金の引上げ幅については不十分であるとの強い意見があった。
- また、一部負担金の見直しの必要性は理解できるが、一部負担金の見直し中のみが先行することは問題であり、老人医療の徹底した効率化や老人保健制度の抜本的改革が急がれ、その改革の方向に基づいて具体的に検討されるべきであるとの意見があった。

3 その他

- 訪問指導の対象者を寝たきり老人等以外の者についても行うことができるように改正することについては、諮問のとおり了承する。